三　航空灯火の位置及び所在地　高松空港内及びその周辺　香川県高松市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十九年国土交通省告示第百九十九号を参照。）
　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導案内灯の項配置等の欄中「接続点付近」の下に「及び駐機場付近」を追加した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十二年四月八日

○国土交通省告示第百八十二号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十一日　国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第千四百八十八号及び平成二十一年国土交通省告示第六百九十五号を参照。）
　イ　誘導路
　　延長　三万七百四十八メートル
　ロ　エプロン
　　面積　二百十一万七千四百六十七平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十二年五月六日

○国土交通省告示第百八十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十二項及び第十三項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十一日　国土交通大臣　前原　誠司

第一項及び第二項の表徳島飛行場の項中「E134°36′」を「E134°37′」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月八日から施行する。

○国土交通省告示第百八十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十六条の四第三項の規定に基づき、自衛隊の設置する飛行場について公共の用に供すべき施設を指定する告示（昭和四十四年運輸省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十一日　国土交通大臣　前原　誠司

六中「北緯三十四度七分五十八秒、東経百三十四度三十六分二十一秒、標高八メートル」を「北緯三十四度七分五十六秒、東経百三十四度三十六分三十三秒、標高十一・四メートル」に改める。
六の1の(イ)中「二千二百六十メートル」を「二千七百六十メートル」に改める。
六の1の(ロ)中「二千メートル」を「二千五百メートル」に改める。
六の1の(ハ)中「七百九十メートル」を「七百八十メートル」に、「二十三メートル、二十六・五メートル及び三十メートル」を「二十八・五メートル及び三十四メートル」に改める。
別図第六を次のように改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月八日から施行する。

別図第六

